令和９年度　宮城県立利府支援学校高等部入学者募集要項

１　出願資格

学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の知的障害（※１）がある者で、令和９年３月末日までに、中学校、特別支援学校（知的障害）中学部を卒業した者若しくは卒業見込みの者、義務教育学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で宮城県内に住所を有する者。

> ※１「学校教育法施行令第２２条の３に規定する程度の知的障害」
> １　知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。
> ２　知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

＜注１＞中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、特別支援学校（知的障害）を志願する場合は、特別支援学級（知的障害）在籍が条件である。

＜注２＞中学校卒業若しくは卒業見込みの者、義務教育学校卒業若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、通常の学級又は特別支援学級（知的障害以外）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が、知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に添付すること。

２　募集学科、学年及び定員

普通科　　第１学年　１１名

３　出願手続き

（１）出願書類

①　出願者一覧表（様式は宮城県公立高等学校入学者選抜要項に準じる。）
　：本校所定　様式Ａ

②　入学願書（本人・保護者記入）　：本校所定　様式Ｂ

③　調査書（学校記入）　：本校所定　様式Ｃ

④　国語・数学実態把握表（学校記入）：本校所定　様式Ｄ

＜郵送による出願の場合＞

⑤　受検票送付用封筒１通（在学学校長宛先明記のこと）
　：長形３号（２３５㎜×１２０㎜)に簡易書留料金（４６０円）切手貼付

※留意事項

通常の学級若しくは特別支援学級（知的障害を除く）に在籍している場合は、知的障害を証明する書類（療育手帳の写し等）又は市町村教育委員会で設置している就学支援委員会が、知的障害があると判断したことを証明する書類（就学支援委員会資料の写し等）を添付した市町村教育委員会教育長の証明書のいずれかを出願書類に加えて添付すること。

（２）出願書類の入手方法

出願書類については、本校のホームページに掲載するので、ダウンロードして利用すること。

（３）出願書類の作成

書類は、パソコン等での作成も可とする。

（４）出願書類の提出

調査書（様式Ｃ）と国語・数学実態把握表（様式Ｄ）は、Ａ４判両面印刷で提出すること。

（５）出願期間及び手続き

令和８年１２月２１日（月）から令和８年１２月２５日（金）までの期間中に出願書類を取りまとめ、出身学校の校長（以下「出身学校長」という。）を経て下記宛に郵送、若しくは直接持参し提出すること。

① 封筒の表面には必ず「入学願書在中」と朱書きで記載すること。

② 持参の場合は、事務室に申し出た上、係の者に提出すること。受付時間は午前９時から午後４時までとする。ただし、土曜日、日曜日は受け付けない。

③ 郵送の場合、簡易書留で受付最終日の午後４時まで必着のこと。

④ 提出先

〒９８１―０１２３
宮城郡利府町沢乙字向山２６
宮城県立利府支援学校長　　宛

（６）県外からの出願

① 出願承認の申請

他の都道府県に住所を有する者又は他の都道府県の中学校、義務教育学校、特別支援学校中学部を卒業した者若しくは令和９年３月卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは令和９年３月修了見込みの者。

上記に該当し、あとのやむを得ない理由により、本校高等部に入学を出願しようとする者は、出身学校長を経て出願承認書等の書類を本校校長に提出し、承認を得なければならない。

「やむを得ない理由」
1　住所の異動によるもの
（1）保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を異動せざるを得ない場合
（2）その他、特別な家庭の事情によって住所を異動せざるを得ない場合
承認に当たっては、異動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。
ア　住所に関する証明書
社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等 のいずれかの書類
イ　転勤、在勤等を証明する書類
2　その他
本県の県立特別支援学校に入学することが、特にやむを得ないと認められる合理的事由がある場合。

② 提出書類について
- 県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（Ｒ９入学者選考要項等－宮城県公式ウェブサイト「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項等について」より様式第１号をダウンロード）
- 本校に入学を出願する理由を証明する書類

③ 出願承認手続きの受付期間
令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月４日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とするが、事情の許す限り早い時期に行うこと。

④ 出願承認手続き後の流れ
- 本校校長は、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願（様式第１号）を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないと認めたときは、出願者の出身学校長に対して、県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第２号）を交付する。
- 本校高等部への出願の承認を受けた者は、出願に際して、本校から交付された県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認書（様式第２号）を出願書類に添え、出身学校長を経て本校校長に提出する。

（7）出願の取消
出願者が出願を取り消す場合は、宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願取消し届（Ｒ９入学者選考要項等－宮城県公式ウェブサイト「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項等について」より様式第３号をダウンロード）により出身学校長を経て、速やかに本校校長に届け出るとともに、受検票を返還すること。
宮城県立高等学園等第二次募集に合格した場合の本校高等部出願取り消しについ

ては、Ｒ９入学者選考要項等－宮城県公式ウェブサイト「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項等について」の２３ページを参照し、速やかに行うこと。

（８）追検による選考

①　第一次募集選考日当日に本校で実施する検査及び面接をやむを得ない事由により受検できなかった者に対する受検機会の確保のために、追検による選考を実施する。

②　追検による選考は、第一次募集選考日当日に検査及び面接を欠席した者で、次のいずれかに該当する者を対象として実施する。

ア　インフルエンザ等の感染症等の罹患者及びその症状のある者

イ　その他、やむを得ない事由のある者

③　第一次募集選考日当日において、検査及び面接のうち一つでも受検した場合には、本校校長が追検による選考についてその実施の可否、内容等について判断することとする。

④　追検による選考における検査及び面接は、第一次募集選考に準じて実施する。

⑤　実施上の手続きは以下のとおりとする。

ア　やむを得ない事由により検査及び面接を受検できなくなった受検者は、在籍する学校長（既卒者の場合には、出身中学校長）へ速やかに連絡をする。

イ　当該出身学校長は、追検による選考の必要があると認めた場合には、選考日当日の午後４時までに、本校校長へ電話等で連絡をする。

ウ　当該出身学校長は、令和９年１月１８日（月）午後５時までに、追検による選考申請書（Ｒ９入学者選考要項等－宮城県公式ウェブサイト「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項等について」より様式第７号―１をダウンロード）に証明書類等を添付し、本校校長へ持参または郵送する。

エ　追検による選考の手続きをとった当該出身学校長は、申請書類の審査を受けた上で、本校校長より「追検による選考受検許可証」（様式第７号―２又は４）を受け取る。

オ　追検による選考を認められた出願者は、追検による選考当日、受検票及び追検による選考受検許可証を受付で提示し受検する。

カ　追検による選考に関係する書類の送付については、事態の緊急性に鑑み、まずＦＡＸ等で送付し、その後、速やかに持参又は郵送することとする。

⑤　選考日時

令和９年１月１９日（火）　午前９時から正午まで

⑥　選考方法

出願書類、検査、面接の結果により総合的に判断する。

（９）諸検査等の実施上、配慮を要する者の取扱い

①　出身学校長は、身体上のこと等で特に配慮を要する者が本校高等部に出願する場合、諸検査等について、出願期間前のできるだけ早い時期に、本校と電話等で連絡・

調整の上、本校校長に受検上の配慮申請書（Ｒ９入学者選考要項等－宮城県公式ウェブサイト「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項等について」より様式第８号―１をダウンロード）により申請する。

② 受検上の配慮申請書（様式第８号―１）を受理した本校校長は、宮城県教育委員会教育長と事前に協議の上、配慮することが妥当であることを認めた場合、配慮の内容を当該出身学校長に受検上の配慮通知（様式８号―２）により通知する。

（１０）その他

① 出願に係る手数料は徴収しない。

② 受理した書類（受検票送付用封筒、切手等を含む。）は、出願の取消等があっても返還しない。

③ 出願希望者は、原則として出願前に本校における教育相談を受けること。

教育相談日　令和８年１０月２日（金）から１１月６日(金)

（※土・日・祝日、学校指定日を除く）

④ 出願できる県立特別支援学校高等部は一つの学校に限るものとする。

⑤ 県立高等学園等の第一次募集を受検し合格していない者は、県立高等学園等の第二次募集と本校高等部の第一次募集を併願することができる。

⑥ 県立高等学園等の第一次募集又は第二次募集に合格した者は、本校高等部の第一次募集を受検することはできない。

⑦ 本校高等部に合格した場合は、公立高等学校への出願は認めない。

⑧ 本校高等部に出願できる者は、原則として出願時点で高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校高等部及び支援学校高等学園のいずれにも在学していない者とする。

４　入学選考

（１）日　　時：令和９年１月１５日（金）　８：４５～１０：４５

（２）会　　場：宮城県立利府支援学校

（３）選考方法：出願書類、検査、面接の結果により総合的に判断する。

（４）日程及び内容　８：４５～　９：１５　：受付

９：２０～　９：３０　：オリエンテーション

９：４５～１０：４０　：面接

検査（作業能力検査）

１０：４５　：終了・解散

（５）準 備 物：受検票、上靴

（６）そ の 他：面接は本人及び保護者を対象とする。

５　合格発表

（１）令和９年１月２１日（木）午後３時に本校玄関前に受検番号を掲示する。また、入学選考結果通知書等については、受検生が在籍している学校の代表が直接来校し受理すること。

6　学力検査教科別得点の簡易開示について

本校の入学者選考では、教科別の学力検査は実施していないので簡易開示の対象とはならない。

7　入学の辞退について

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（Ｒ９入学者選考要項等－宮城県公式ウェブサイト「令和９年度宮城県立特別支援学校高等部・専攻科入学者選考要項等について」より様式第４号をダウンロード）により出身学校長を経て本校校長に届け出ること。

8　合格した生徒の生徒指導要録抄本等の送付について

合格した生徒の出身学校長は、その生徒の①指導要録抄本又は原本の写し②児童生徒健康診断票（一般）及び児童生徒健康診断票（歯・口腔）③指導上参考になる資料（個別の指導計画・個別の教育支援計画）等を本校校長に令和９年３月１９日（金）までに持参（親展文書）又は簡易書留親展文書で送付すること。

9　その他

入学に向けた説明会は、令和９年２月１０日（水）の午後に実施する。詳細については合格発表後に連絡する。

問合せ先
宮城県立利府支援学校　　教頭　齋藤　未和子
ＴＥＬ０２２―３５６―５６７５　　ＦＡＸ０２２―３５６―５６７６